第二項	第二項第一号	第二項第二号	第二項第二号ハ	第二項第二号ニ	第二項第二号ホ
控除後遺族共済年金等の額（前項第三号に定める額から控除後遺族共済年金等支給額（前項第四号に定める額から控除後遺族共済年金等支給額との合計額が同号に定める額又は同号に定める額に改正前国家公務員共済組合法第七十六条第二項第二号ロに掲げる者に係る改正後